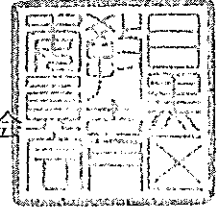


目教政第 2307 号
平成 26 年 9 月 17 日

目黒区監査委員 横田 俊文 様
目黒区監査委員 松島 達雄 様
目黒区監査委員 今井 礼子 様
目黒区監査委員 香野 茜 様

目黒区教育委員会



平成 26 年度各部定期監査の実施結果に基づく措置状況について（通知）

平成 26 年 8 月 20 日付け目監第 281 号により提出された平成 26 年度各部定期監査結果の措置状況について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

以 上



平成 26 年 9 月 17 日

1 平成 26 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局 教育政策課

指摘事項	措置状況
<p>1</p> <p>(3) 契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 委託事項の一部の再委託について、再委託に必要な手続を行っていないものや、再委託承諾の起案処理で契約課へ必要的協議を行っていないものが見受けられた。</p> <p>(教育政策課)</p>	<p>学校機密文書回収処理委託契約において、委託先が、回収した機密文書を溶解処理する際、溶解する別業者に再委託をしていた。仕様書には再委託に関する条項を記載し、第三者に再委託を行う場合は、再委託内容、理由、再委託先等を書面に記載の上、区に申請し、承諾を受けなければならないことを明記していたが、それがなされていなかったものである。</p> <p>今後、このようなことがないように、委託先を指導するとともに、契約担当者への指導を徹底及び課のチェック体制を強化していく。</p>

平成 26 年 9 月 17 日

1 平成 26 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局 教育指導課

指摘事項	措置状況
<p>1</p> <p>(3) 契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 1 人のみの見積り徴取による随意契約の理由について</p> <p>楽器運搬に係るトラック借上げ契約について「当該業者は、過去の実績から信頼性があり、区内の道を熟知しており効率的な業務執行が可能である。」と記載するなど、随意契約の理由として不適切なものが見受けられた。1 人のみの見積り徴取による随意契約はあくまで例外的な取扱いであることを考慮し契約事務を行うべきである。</p> <p>(教育指導課)</p>	<p>1 人のみの見積り徴取による随意契約が可能である予定金額の範囲について、誤った認識が担当者にあった。</p> <p>また、相見積りの必要性に対する認識が薄く、随意契約理由についても不適切なものとなってしまった。</p> <p>今後は各係の担当者、係長に相見積りを原則とするよう指導し、決裁時の審査において指導事務係契約担当者、指導事務係長が一層留意して確認していく。止むを得ず随意契約となった場合は、わかりやすく合理的な契約理由の記載に努めるよう各担当者を指導していく。</p>

平成 26 年 9 月 17 日

1 平成 26 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局 教育政策課

指摘事項	対応状況
<p>1 (3) 契約事務を適正に行うべきもの ウ 徴取した見積書について、単価契約の見積書に総額が記載されているもの、総価契約の見積書に単価が記載されているもの、消費税の記載にあたり、見積書は外税、契約書は内税と記載しているものなど、契約種別と見積書との照合、審査が正しくなされていないものが見受けられた。</p> <p>(教育政策課) (教育指導課)</p>	<p>学校緊急情報連絡システム操作研修委託契約について、総価契約にもかかわらず、見積書に単価契約との誤記載があり、誤りを見逃してしまった。今後はこのようなことのないよう、担当職員への指導を徹底するとともに、課のチェック体制を強化していく。</p> <p>(教育政策課)</p> <p>見積書の形式(単価、総価契約の場合の内容)や記載内容(消費税の取扱い)の確認が不十分な場合があり、見積書と契約書の整合性がとれていないものがあった。</p> <p>このため、各係の担当者、係長へ契約種別とそれに対応した適切な見積書、契約書の形式や内容について指導した。今後は、決裁時における審査において指導事務係契約担当者、指導事務係長が一層留意して内容を確認し、適正な財務会計事務に努めていく。</p> <p>(教育指導課)</p>

平成 26 年 9 月 17 日

1 平成 26 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局 学校運営課

指摘事項	対応状況
<p>1 (3) 契約事務を適正に行うべきもの エ 契約書の作成に当たり、契約に不可欠である契約条項を付していないものや、異なった種別の契約条項を付しているものが見受けられた。また、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものが複数見受けられた。 (学校運営課)</p>	<p>契約書の作成にあたり、契約条項や特約条項を添付することに対する認識不足があった。 誤った処理を今後繰り返さないよう、「担当者による添付書類(適切な契約条項、特約条項など)の確認」及び「決裁時の課長及び係長のチェック」を徹底する。</p>

平成 26 年 9 月 17 日

1 平成 26 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局 教育指導課

指摘事項	対応状況
<p>1 (4) 給与事務を適正に行うべきもの ア 臨時職員の賃金支出について、 支出負担行為の起案を行っていないものが見受けられた。 (教育指導課)</p>	<p>臨時職員の賃金支出業務の引継の中で、「賃金支出の文書起案の添付は財務システムの文書連携に必要がない。」との誤解が生じてしまった。</p> <p>支出担当者が賃金支出文書起案そのものの必要がないと思い込んでいたため、担当者、係長へ適正な財務会計事務を指導した。</p> <p>今後は、決裁時の審査において指導事務係契約担当者、指導事務係長が文書システムの支出起案の状況を確認し、適正な財務会計事務に努めていく。</p>

2 平成 26 年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会事務局 教育指導課

意見・要望事項	対応状況
<p>2</p> <p>(2) 各部局関係</p> <p>ク 教育委員会事務局関係</p> <p>(ア) いじめ及び体罰の防止について</p> <p>平成 26 年度の教育行政運営方針では、いじめの未然防止・早期解決に向けた取組の推進として、いじめ防止対策推進法を踏まえ、目黒区におけるいじめ防止対策の条例化に向け検討を進めるとしている。</p> <p>平成 25 年度に東京都教育委員会が実施した「小・中学校における体罰の実態把握調査」結果によると、目黒区の区立学校で体罰事案があったことが公表されている。</p> <p>目黒区は、目黒区子ども条例において子どもの権利の尊重と権利侵害の防止について規定しており、今後、いじめの防止に向けた条例化の検討の際には、併せて、体罰は重大な人権侵害であることから、体罰の根絶についても条例化に向けて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育指導課)</p>	<p>平成 24 年 12 月に大阪の高校で起きた体罰事件を受けて全都的に調査が行われ平成 25 年度当初に調査結果が発表された。そのような状況の中、平成 25 年 12 月に目黒区体罰根絶マニュアルを作成し、平成 26 年度教育行政運営方針に重点課題として体罰の防止を掲げ、「体罰は重大な子どもの権利を侵害する行為であり、絶対に許されない行為である」との認識の下、取り組んでいるところである。</p> <p>ご指摘のとおり、子ども条例の前文には「子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、保護者の愛情と理解をもってはぐくまれ、健やかに成長していくことができます。」と規定されているところである。体罰については、その趣旨を踏まえて取り組みを進めていくこととしており、改めての条例化については現状では考えていない。</p>

平成 26 年 9 月 17 日

2 平成 26 年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会事務局 八雲中央図書館

意見・要望事項	対応状況
<p>2</p> <p>(2) 各部局関係</p> <p>ク 教育委員会事務局関係</p> <p>(イ) 図書館運営方法の見直しについて</p> <p>平成 26 年 3 月に行財政改革推進本部において決定された「中長期の定数管理の考え方」に基づく後期 5 か年の取組方針では、当面の取組方針として、指定管理者制度・委託の拡大について、図書館等の直営施設における職員の退職状況や民間事業者による受け皿の成熟度等を踏まえて実施に向けて取り組むこととされている。</p> <p>図書館については、これまでも委託の拡大を行っているところではあるが、他の自治体の図書館運営における民間の活力の状況等を参考にしながら、指定管理者制度や更なる委託の拡大の実施に向けて取り組まれたい。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>	<p>図書館運営方法については、今後も引き続き見直し検討を進めることとしている。</p> <p>これまで進めてきた委託のさらなる拡大のほか他自治体の状況等も参考としながら、より効率的・効果的な運営方法の構築に向けて具体的に検討を進める。</p>